

秋田県知事選挙

「これからを左右する一票」

皆さんのご理解とご協力をお願い
します。

新型コロナウイルス 感染予防対策を 実施します

期日前投票所や当日投票所では、
新型コロナウイルス感染予防対策
を行います。

※3月28日以前に期日前投票をす
る場合は、知事選挙のみ投票でき
ます。

・北秋田市長選挙
・・・3月29日以降

・秋田県知事選挙
・・・3月19日以降

◆知事選挙と市長選挙の 期間の違い

知事選挙と市長選挙では、期日
前投票・不在者投票ができる期間
が異なります。

◆期日前投票 混雑状況について

・期日前投票最終日は投票者数が
多い傾向があります。

・合川庁舎、森吉庁舎、阿仁庁舎
は比較的空いています。

積極的に期日前投票を 利用しましょう

仕事や旅行などで投票日に投票
ができない人や、投票日は混み合
いの人

北秋田市長選挙に投票できる人
平成15年4月5日以前に生まれ
た日本国民で、令和2年12月27日
以前から本市の住民基本台帳に引
き続き記録され、選挙人名簿に登
録されている人

◆投票は18歳から

自分の住む自治体の未来を自分
で決めるために、投票に行きま
しょう。

秋田県知事選挙に投票できる人
平成15年4月5日以前に生まれ
た日本国民で、令和2年12月17日
以前から本市の住民基本台帳に引
き続き記録され、選挙人名簿に登
録されている人

◆期日前投票の 期間と場所

期日前投票 市役所本庁で
行っていたものを
コムコム2階で行います。

北秋田市民ふれあいプラザ
(コムコム) 2階 研修室D
(期間) 3月19日(金)～4月3
日(土)

合川庁舎 森吉庁舎 阿仁庁舎
(期間) 3月27日(土)～4月3
日(土)
(時間) 午前8時30分～午後7時



・投票所に行く前、帰った後は手
洗いと手指の消毒をお願いします

・ご心配な方は自分の筆記用具を
使用できます(鉛筆、シャープペ
ンシル)

・せきエチケット(せき等を服のそ
で等で押さえる)をお願いします

・来場する皆さんへのお願い
マスク着用をお願いします

・定期的な換気をお願いします

・記載台などを定期的に消毒します

・係員はマスクやフェイスシール
ドを着用します

投票所での対策

手指消毒用の消毒液を設置します

定期的な換気をお願いします

記載台などを定期的に消毒します

係員はマスクやフェイスシール
ドを着用します

来場する皆さんへのお願い
マスク着用をお願いします

定期的な換気をお願いします

記載台などを定期的に消毒します

係員はマスクやフェイスシール
ドを着用します

手指消毒用の消毒液を設置します

定期的な換気をお願いします

記載台などを定期的に消毒します

係員はマスクやフェイスシール
ドを着用します

来場する皆さんへのお願い
マスク着用をお願いします

定期的な換気をお願いします

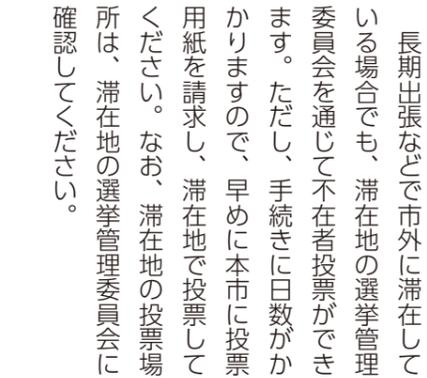
記載台などを定期的に消毒します

係員はマスクやフェイスシール
ドを着用します

手指消毒用の消毒液を設置します

定期的な換気をお願いします

記載台などを定期的に消毒します



・他の来場者と一定の距離を空け
てください

滞在地や病院などで
不在者投票ができます

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

長期出張などで市外に滞在して
いる場合でも、滞在地の選挙管理
委員会を通じて不在者投票ができ
ます。ただし、手続きに日数がか
かりますので、早めに本市に投票
用紙を請求し、滞在地で投票して
ください。なお、滞在地の投票場
所は、滞在地の選挙管理委員会に
確認してください。

北秋田市長選挙
立候補予定者説明会

日時 令和3年3月5日(金)
時間 13時30分から
場所 北秋田市役所 本庁
第3会議室

■お問合せ
北秋田市選挙管理委員会事務局
☎62-6614

一定の障がいのある人の
郵便による投票

身体に重度の障害のある方や、
介護保険証の要介護状態区分が要
介護5の方で「郵便投票証明書」
の交付を受けている方は、郵便に
よる不在者投票をすることができます。
詳しくはお問い合わせくだ
さい。

指定された病院・施設に入院
(入所)している人は、その施設
内で投票することができます。施
設の職員などに申し出してくだ
さい。

秋田県知事選挙 (令和3年3月18日告示) 北秋田市長選挙 (令和3年3月28日告示)

投票日 4月4日(日)

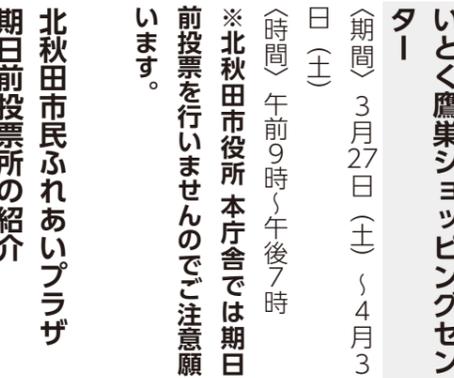
投票時間 午前7時～午後7時
一部投票区では午後6時までとなります。入場券をご確認
ください。



2階にはエレベーターが階段をご利用ください



2階の研修室Dが会場となります。



2階にはエレベーターが階段をご利用ください



2階の研修室Dが会場となります。